

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条第1項及び第4項の規定により、次のとおり水資源保全地域を指定することとし、水資源保全地域に係る指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針（以下「地域別指針」という。）を定め、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

目次

告 示

○水資源保全地域の指定……………（土地水対策課）	34
○水資源保全地域の指定の一部改正……………（土地水対策課）	35
○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………（環境政策課）	36
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定の一部改正……………（環境政策課）	37
○悪臭防止法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………（環境政策課）	37
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………（環境政策課）	37
○家畜伝染病検査の命令（3件）……………（畜産振興課）	37
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	39
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	40
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	40
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	40
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	41
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	41
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	43
○建設業者に対する監督処分……………（建設管理課）	49
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正……………（経理課）	49

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	49
○特定調達契約に係る入札の公告……………	50

道監査委員公表

○監査公表第3号……………	51
---------------	----

道収用委員会告示

○裁決手続開始の決定……………	51
-----------------	----

告 示

北海道告示第186号

- 1(1) 指定番号 第176号
 (2) 名 称 中富良野町中富良野第5地区水資源保全地域
 (3) 指定の区域 空知郡中富良野町750番地7から9まで、750番地12、753番地2及び3、753番地6、761番地1から5まで、762番地1から3まで、1201番地1、1201番地6及び7、1201番地10、1202番地1から5まで、1202番地7から11まで、1290番地1から8まで、1291番地1、1291番地4及び5、1291番地9から11まで、5073番地、5074番地、5075番地、5076番地、6370番地1及び2、6371番地1、6375番地1から6まで、6376番地1及び2、6764番地、6765番地、字フラヌ原野4266番地4、4266番地6及び7、字ポロピナイ1650番地1、1650番地3から6まで、1650番地8、1650番地11から14まで、1650番地16、字上富良野836番地1及び2、836番地6、836番地11から14まで、字中富良野2212番地26、2212番地68から70まで、2212番地139から141まで、2212番地143及び144、2212番地147、2212番地156、2212番地159から164まで、2212番地173、2212番地175から177まで、2212番地180、2212番地182、2212番地184、2212番地186及び187、2212番地189、2212番地191、2212番地193、2212番地196、2212番地201、2212番地260及び261、2212番地267及び268、2212番地322、2212番地325、2212番地333、2212番地338、2212番地365及び366、2212番地392、2212番地409、2212番地431、2212番地436及び437、2212番地443及び444、2212番地446、2212番地616、2212番地657及び658、2212番地672から676まで、2548番地1から5まで、2549番地1から4まで、3068番地1から4まで、3541番地1から6まで、4136番地、4137番地、4138番地1から3まで、7181番地2及び3、7182番地、7183番地3から5まで、7184番地、7185番地、7186番地1及び2、7191番地、7192番地、7193番地、7196番地、7197番地1から5まで、7198番地1及び2、7199番地、7204番地、7205番地、7206番地、7208番地1から4まで、7208番地6から12まで、7209番地1から15まで、7211番地1、7211番地3、7212番地1から8まで、7213番地1から5まで、7214番地1から3まで、7215番地1から3まで、7216番地1から4まで、7219番地、7220番地、

7221番地1、7221番地3、7221番地6、7224番地、7225番地1及び2、7226番地1及び2、7227番地1及び2、7228番地、7229番地1及び2、7230番地、7231番地、7232番地、7233番地、7234番地、7235番地、7236番地1及び2、7237番地1及び2、7238番地、7239番地、7240番地1から6まで、7241番地1から3まで、7242番地1から4まで、7243番地1及び2、7244番地、7245番地1から3まで、7246番地、7247番地、7248番地、7249番地、7250番地、7251番地1から4まで、7252番地、7253番地、7254番地、7255番地、7256番地1及び2、7257番地1から7まで、7258番地、7259番地1から9まで、7260番地、7261番地1から8まで、7262番地、7263番地、7264番地1及び2、7265番地、7266番地、7267番地1から3まで、7268番地、7269番地、7270番地、7271番地、7272番地、7273番地、7274番地、7275番地、7276番地1及び2、7277番地1から3まで、7278番地、7279番地1及び2、7280番地、7401番地、10076番地、10078番地、10309番地1及び2、10310番地、10311番地、10329番地、10330番地、字中富良野原野1384番地1から3まで、2450番地1から7まで、2450番地9、2450番地11から16まで、2450番地19、2450番地22及び23、2450番地29、2450番地31、2450番地33から35まで、2450番地37及び38、4215番地2、4218番地2及び3、字富良野原野157番地4から6まで、157番地9及び10、171番地22、172番地2及び3、172番地6、172番地12、172番地15、175番地6及び7、175番地9、176番地5から7まで、177番地1から11まで、177番地15、177番地17及び18、178番地2から4まで、203番地1から8まで、272番地2から5まで、272番地7から15まで、272番地18、272番地20、272番地22及び23、272番地26から43まで、303番地5から10まで、356番地1及び2、356番地4から7まで、356番地10、356番地13から18まで、359番地6及び7、360番地1から5まで、360番地7、360番地11及び12、360番地14、644番地9及び10、644番地12、644番地15から18まで、692番地1から5まで、692番地9から21まで、692番地24及び25、693番地31及び32、693番地34、693番地36及び37、704番地1から4まで、704番地6、704番地14、704番地16、704番地18及び19、704番地21から24まで、704番地27から35まで、705番地1から6まで、795番地7及び8、796番地5、796番地8、796番地10から12まで、969番地6、970番地2、970番地4、971番地12、973番地6から9まで、974番地7から10まで、974番地13及び14、974番地16及び17、974番地19及び20、974番地22及び23、982番地1、982番地14、982番地16、982番地25及び26、982番地30から33まで、982番地35から45

まで、982番地47及び48、982番地50及び51、982番地53及び54、982番地56、982番地61及び62、1095番地1から4まで、1095番地6から8まで、1095番地10、1095番地12及び13、1095番地16から22まで、1219番地2及び3、1219番地5番地、1219番地8、1219番地11及び12、5111番地、7430番地、7431番地、7434番地、9288番地、9289番地、9291番地（中富良野町中富良野第5地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

（水資源保全地域の「区域図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道総合政策部政策局土地水対策課及び北海道上川総合振興局地域創生部地域政策課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第187号

平成26年北海道告示第215号（水資源保全地域の指定）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

3の事項を次のように改める。

3(1) 指定番号 第133号

(2) 名称 登別市登別川水源地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 登別市カルルス町1番地3から5まで、1番地8から19まで、1番地21から23まで、1番地31から33まで、1番地36から38まで、2番地1から3まで、2番地5、3番地1から4まで、3番地9から14まで、4番地1、4番地3、4番地12、5番地1、5番地4、5番地6、6番地2、7番地1、7番地6から10まで、7番地17から20まで、9番地1、9番地4から10まで、24番地3から9まで、25番地2から9まで、26番地1、27番地1、27番地4から6まで、27番地8から14まで、27番地16から24まで、27番地26及び27、27番地29、27番地33、27番地35及び36、27番地38、27番地40、28番地1から4まで、29番地、30番地1及び2、30番地4から8まで、31番地1及び2、32番地1から5まで、33番地1から285まで、34番地、35番地1から395まで、39番地、40番地、41番地、42番地、43番地、44番地、45番地、46番地、47番地、48番地、49番地、50番地、51番地、52番地、53番地、54番地、55番地、56番地、57番地、58番地、59番地、60番地、61番地、62番地、63番地、64番地、65番地、66番地、67番地、68番地、69番地、70番地、71番地、72番地、73番地、74番地、75番地、76番地、77番地、78番地、79番地、80番地、81番地、82

番地、83番地、84番地、85番地、86番地、87番地、88番地、89番地、90番地、91番地、92番地、93番地、94番地、95番地、96番地、97番地、98番地、99番地、100番地、101番地、102番地、103番地、104番地、105番地、106番地、107番地、108番地、109番地、110番地、116番地、R0120-10、R0221-10、R0414-20、R0415-10、R0425-10、R0425-20、R0501-10、R0511-20、R0516-10、R0516-20、R0521-40、R0521-50、R1002-10、W0415-10、W0511-10、無番地1、無番地2、無番地3、上登別町6番地1から4まで、6番地6から10まで、9番地1から12まで、10番地、11番地、12番地、13番地、14番地1から33まで、15番地、16番地1から29まで、17番地1から4まで、18番地1から5まで、19番地1及び2、19番地5から8まで、20番地1から21まで、21番地7、21番地30及び31、21番地33、21番地36から43まで、21番地45から47まで、22番地、23番地1から16まで、24番地1から4まで、25番地1から49まで、26番地、27番地1から3まで、28番地、29番地、30番地、31番地1から4まで、32番地1及び2、33番地1から3まで、34番地1から3まで、35番地1から4まで、36番地、37番地1から7まで、38番地、39番地、40番地1から15まで、41番地、42番地1、42番地3、42番地6から10まで、42番地14、42番地26及び27、42番地194、42番地198、42番地437、42番地457、42番地485、42番地487から489まで、42番地493、42番地507、42番地510及び511、42番地519、42番地525から530まで、42番地538から540まで、42番地546、42番地548及び549、42番地579、42番地589及び590、42番地597、42番地603、42番地621、42番地624から626まで、42番地670、42番地724、42番地749から757まで、42番地762から774まで、42番地776、42番地778から791まで、42番地793から795まで、42番地799から804まで、42番地806及び807、42番地809から814まで、42番地822から827まで、42番地830から852まで、42番地855から861まで、42番地864、42番地867及び868、42番地875から885まで、42番地887から889まで、42番地891、42番地896から898まで、42番地911から915まで、42番地920、42番地925から929まで、42番地933から956まで、42番地969、42番地979から981まで、42番地990及び991、42番地1013から1016まで、42番地1019、42番地1021から1029まで、42番地1040から1044まで、42番地1047から1053まで、42番地1055から1057まで、42番地1059、42番地1062から1065まで、42番地1067から1070まで、42番地1072、42番地1074及び1075、42番地1077から1086まで、42番地1091から1120まで、42番地1122から1125まで、42番地1128、42番地1130、42番地1140、42番地1151、42番地1160及び1161、42

番地1171から1174まで、42番地1176から1184まで、46番地2及び3、46番地5から9まで、46番地11、46番地13、46番地15、46番地17から26まで、47番地1及び2、47番地5から15まで、47番地27から30まで、47番地32から42まで、48番地1から10まで、48番地12、48番地14、48番地16、48番地18から38まで、53番地、54番地2、55番地、56番地、57番地、58番地1から6まで、58番地8、59番地、60番地、R0522-20、R0905-20、R0910-20、R0915-10、R0920-20、R1006-10、R1019-50、W0522-10、札内町181番地、183番地、239番地、240番地1、241番地1、241番地3、242番地、244番地、245番地1から28まで、246番地、248番地、249番地、250番地、251番地1から4まで、251番地7、253番地1から3まで、254番地、260番地、261番地、262番地、263番地、264番地、265番地、266番地、269番地、270番地1及び2、270番地4、271番地1から7まで、272番地2、272番地5、273番地1から5まで、273番地7及び8、276番地1から6まで、277番地、278番地、281番地、282番地、283番地1から3まで、284番地、285番地、286番地1から3まで、287番地1及び2、288番地1から4まで、290番地1から3まで、291番地1から3まで、292番地1から4まで、293番地、294番地1及び2、295番地、296番地、297番地1から5まで、298番地1、299番地4及び5、300番地、390番地、395番地1及び2、440番地、441番地、442番地、443番地、444番地、445番地、446番地、447番地、448番地、449番地1、449番地3、450番地、451番地、452番地、453番地、471番地、510番地、R1501-11、R1511-20、R1518-10、W1502-20、来馬町424番地1から6まで、425番地1、425番地3から6まで、583番地、R0925-11、X1506-20（登別市登別川水源地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

北海道告示第188号

昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

次の図（栗山町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境政策課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第189号

昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

次の図（栗山町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境政策課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第190号

平成24年北海道告示第183号（悪臭防止法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

次の図（栗山町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境政策課並びに関係総合振興局及び振興局に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第191号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成30年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 形質変更時要届出区域 小樽市塩谷2丁目4番10の一部、5番の一部、6番1の一部、7番1の一部、571番の一部、572番1、572番2、572番3の一部（次の図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境政策課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第192号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命

ずる。

平成30年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 牛のヨーネ病（搾乳牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

妹 背 牛 町 平成30年5月7日から同年7月31日まで

沼 田 町 同

留 寿 都 村 平成30年4月1日から同年6月30日まで

喜 茂 別 町 同

京 極 町 同

伊 達 市 平成30年5月1日から同年5月31日まで

富 良 野 市 平成30年4月9日から同年8月10日まで

豊 富 町 平成30年4月4日から同年6月29日まで

小 清 水 町 平成30年5月7日から同年8月31日まで

湧 別 町 平成30年6月4日から同年11月30日まで

鹿 追 町 平成30年4月2日から同年6月29日まで

豊 頃 町 平成30年6月18日から同年9月14日まで

釧 路 町 平成30年4月23日から同年8月31日まで

標 茶 町 平成30年8月6日から平成31年3月29日まで

別 海 町 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

標 津 町 平成30年4月1日から同年6月30日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2 牛のヨーネ病（肉用繁殖牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
市町村名	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)				
妹背牛町	平成30年5月7日から同年7月31日まで				
雨竜町	同				
江別市	平成30年4月9日から同年8月31日まで				
当別町	同				
留寿都村	平成30年4月1日から同年6月30日まで				
京極町	同				
富良野市	平成30年4月9日から同年8月10日まで				
豊富町	平成30年4月4日から同年6月29日まで				
小清水町	平成30年5月7日から同年8月31日まで				
湧別町	平成30年6月4日から同年11月30日まで				
清水町	平成30年6月4日から同年8月3日まで				
中札内村	平成30年6月4日から同年8月3日まで				
本別町	平成30年5月21日から同年7月27日まで				
釧路町	平成30年4月23日から同年8月31日まで				
標茶町	平成30年8月6日から平成31年3月29日まで				
別海町	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで				
標津町	平成30年4月1日から同年6月30日まで				

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

3 牛のヨーネ病（種雄牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
市町村名	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)				
深川市	平成30年4月2日から同年6月29日まで				

浦白町 同

妹背牛町 同

日高町 平成30年5月1日から同年8月31日まで

平取町 同

新冠町 同

浦河町 同

様似町 同

えりも町 同

新ひだか町 同

美瑛町 平成30年4月9日から同年8月10日まで

天塩町 平成30年7月2日から同年9月28日まで

釧路町 平成30年4月23日から同年8月31日まで

標茶町 平成30年8月6日から平成31年3月29日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

4 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）

(1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
市町村名	(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)				
由仁町	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで				
新得町	平成30年6月11日から同年11月16日まで				
清水町	平成30年5月14日から同年7月13日まで				

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

5 腐蝕病

(1) 実施の目的

腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
札 幌 市 平成30年4月2日から同年6月29日まで
北 広 島 市 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成28年3月13日26消安第4686号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。

北海道告示第193号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。

平成30年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
北海道一円。た 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
だし、奥尻町、
羽幌町大字天売
及び大字焼尻、
利尻町、利尻富
士町並びに礼文
町を除く。

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出があった牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第194号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり鶏、あひる、うずら、七面鳥、だちょう、きじ又はほろほろ鳥（以下「家きん」という。）の農場（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ及びほろほろ鳥については飼養羽数が100羽以上の農場、だちょうについては飼養羽数が10羽以上の農場に限る。）の所有者に対し、当該家きんについて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のための検査を受けることを命ずる。

平成30年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
北 海 道 一 円 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。

北海道告示第195号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成30年3月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 河西郡中札内村西戸蔦東2線207（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び中札内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第196号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第197号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紋別郡興部町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び興部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第198号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 北見市・勇払郡むかわ町・沙流郡日高町・中川郡幕別町・足寄郡陸別町（以上1市4町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
北見市・むかわ町・日高町・幕別町・陸別町（以上1市4町について次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 北斗市・茅部郡森町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第199号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成30年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|-------------|--|
| 1(1) 通知の内容 | 平成30年農林水産省告示第372号 |
| (2) 所在が不明な者 | 山田 友彦、木村 ツルヨ |
| (3) 掲示場所 | 八雲町役場 |
| 2(1) 通知の内容 | 平成30年農林水産省告示第372号 |
| (2) 所在が不明な者 | 今井 俊正、中田 幸太郎 |
| (3) 掲示場所 | 島牧村役場 |
| 3(1) 通知の内容 | 平成30年農林水産省告示第372号 |
| (2) 所在が不明な者 | 小林 久夫、小林 忠夫 |
| (3) 掲示場所 | 喜茂別町役場 |
| 4(1) 通知の内容 | 平成30年農林水産省告示第372号 |
| (2) 所在が不明な者 | 龍泉寺、中村 キク、寺島 としゑ、横田 昭午 |
| (3) 掲示場所 | 北竜町役場 |
| 5(1) 通知の内容 | 平成30年農林水産省告示第372号 |
| (2) 所在が不明な者 | 高橋 イツ、水戸 徳次郎 |
| (3) 掲示場所 | 増毛町役場 |
| 6(1) 通知の内容 | 平成30年農林水産省告示第372号 |
| (2) 所在が不明な者 | 塚林 正衛、尾沢 完一、福島 和人、水元 孝夫、望月 平八、塚林 和三、五野井 敏、塚林 富子、塚林 賢一、河村 文雄、尾沢 清次、尾澤 子之作、永澤 忠博、相楽 シン、塚林 正男、五野井 清太郎 |
| (3) 掲示場所 | 本別町役場 |

北海道告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 | シトマン川（I-35-1400） |
| (2) 土砂災害警戒区域の表示 | 幌泉郡えりも町字庶野（次の図のとおり） |
| (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土石流 |
| 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 | ウリュウ左の沢川（II-31-0790） |
| (2) 土砂災害警戒区域の表示 | 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） |
| (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土石流 |
| 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 | 宇来留左の沢（II-31-0810） |
| (2) 土砂災害警戒区域の表示 | 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） |
| (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土石流 |
| 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 | 宇来留左1の沢（II-31-0820） |
| (2) 土砂災害警戒区域の表示 | 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） |
| (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土石流 |
| 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 | 宇来留右の沢（II-31-0830） |
| (2) 土砂災害警戒区域の表示 | 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） |
| (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土石流 |
| 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 | 宇来留右2の沢（II-31-0840） |
| (2) 土砂災害警戒区域の表示 | 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり） |
| (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土石流 |

<p>土石流</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇隆支北1の沢(Ⅲ-31-084)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇隆支北2の沢(Ⅲ-31-085)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇隆支北3の沢(Ⅲ-31-086)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇隆右1の沢(Ⅲ-31-087)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オバツス1の沢(Ⅲ-31-088)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オバツス2の沢(Ⅲ-31-089)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆(次の図のとおり)</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オバツス7の沢(Ⅲ-31-094)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 オバツス8の沢(Ⅲ-31-095)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇来留川右1の沢(Ⅲ-31-096)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇来留川右2の沢(Ⅲ-31-097)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇来留川右3の沢(Ⅲ-31-098)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇来留川右4の沢(Ⅲ-31-099)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示</p>
---	--

<p>勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇来留川右5の沢（Ⅲ-31-100）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇来留川右6の沢（Ⅲ-31-101）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇来留川左1の沢（Ⅲ-31-102）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宇来留川左2の沢（Ⅲ-31-103）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 手然（6-45-378）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字キナウシ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 津軽（6-40-373）</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字テシカリシマ、字フンベヲマトマリ、字ハウケトンナイ、字トンナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 今井沢川（Ⅱ-13-0460）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 積丹郡積丹町大字日司町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 白川の沢（Ⅱ-13-0470）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 積丹郡積丹町大字日司町</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p> <hr/> <p>北海道告示第201号</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。</p> <p>平成30年3月13日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p>1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 東神楽4線北（Ⅱ-4-37-1553）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡東神楽町字八千代ヶ岡（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
--	--

- 東神楽6線北（Ⅱ-4-38-1554）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡東神楽町字八千代ヶ岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
東神楽9線南（Ⅲ-4-9-568）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡東神楽町字東神楽（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
東神楽東2線7号（Ⅲ-4-10-569）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡東神楽町字東神楽（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
古平沖町2（Ⅰ-1-296-833）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古平郡古平町大字沖町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
古平沖町3（Ⅰ-1-297-834）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古平郡古平町大字沖町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
古平港町5（Ⅰ-1-304-841）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古平郡古平町大字港町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
古平港町(1)（Ⅰ-1-305-842）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古平郡古平町大字港町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
古平港町(2)（Ⅰ-1-306-843）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古平郡古平町大字港町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
古平港町6（Ⅰ-1-307-844）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古平郡古平町大字港町、大字新地町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

<p>次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 古平新地町（Ⅰ－１－３０８－８４５）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古平郡古平町大字新地町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 古平沖町１（Ⅱ－１－９９－６５２）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古平郡古平町大字沖町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 古平郡来町３（Ⅱ－１－１０７－６６０）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古平郡古平町大字群来町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 港町東の沢川（Ⅱ－１３－０３３０）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古平郡古平町大字港町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 港町西の沢川（Ⅰ－１３－０３４０）</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古平郡古平町大字港町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 佐々木の川（Ⅱ－１３－０３６０）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古平郡古平町大字新地町、大字丸山町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 えりも庶野（Ⅰ－３－４９９－２１３９）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 幌泉郡えりも町字庶野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 えりもえりも岬１（Ⅱ－３－３４２－１５１５）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 幌泉郡えりも町字えりも岬（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 えりもえりも岬（Ⅰ－３－４９５－２１３５）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 幌泉郡えりも町字えりも岬（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
--	--

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 えりも庶野 2 (I-3-496-2136)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 幌泉郡えりも町字庶野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 えりも庶野 1 (I-3-497-2137)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 幌泉郡えりも町字庶野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 宇来留左 2 の沢 (II-31-0800)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真宇隆 3 (II-3-23-1196)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真宇隆 1 (III-3-9-487)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真宇隆 2 (III-3-10-488)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚真宇隆 4 (III-3-11-489)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 勇払郡厚真町字宇隆 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 礼文手然 1 (I-6-142-2477)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字深村字キナウシ、字エコキナイ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 礼文手然 4 (II-6-114-1839)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示</p>
--	--

<p>礼文郡礼文町大字香深村字キナウシ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 礼文手然5（Ⅱ-6-115-1840）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字キナウシ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 礼文手然2（Ⅰ-6-143-2478）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字キナウシ、字テシカリシマ、字シュカルシマ、字ヘウケトンナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 手然川（Ⅰ-64-0090）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字テシカリシマ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 礼文手然6（Ⅲ-6-39-636）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字テシカリシマ、字フンベヲマトマリ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 礼文手然3（Ⅰ-6-144-2479）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字テシカリシマ、字フンベヲマトマリ、字ヘウケトンナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 無名川（Ⅱ-64-0080）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 石動川（Ⅰ-64-0070）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 津軽川（Ⅰ-64-0060）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	--

- 次の図のとおり
- 37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
竹岡川（I-64-0050）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
積丹入舸町2（I-1-323-860）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
積丹郡積丹町大字入舸町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
積丹入舸町6（I-1-324-861）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
積丹郡積丹町大字入舸町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
積丹日司町5（I-1-329-866）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
積丹郡積丹町大字日司町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
積丹日司町6（I-1-330-867）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
積丹郡積丹町大字日司町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
積丹日司町8（I-1-331-868）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
積丹郡積丹町大字日司町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 43(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
積丹入舸町4（II-1-116-669）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
積丹郡積丹町大字入舸町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 44(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
積丹入舸町5（II-1-117-670）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
積丹郡積丹町大字入舸町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 45(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
積丹日司町7（II-1-119-672）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
積丹郡積丹町大字日司町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

46(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

入舸1の沢川（I-13-0431）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

積丹郡積丹町大字入舸町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

47(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

日司1号の沢（II-13-0450）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

積丹郡積丹町大字日司町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第202号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成30年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

1 処分をした年月日 平成30年3月1日

2 処分を受けた者

(1) 商号及び代表者の氏名 株式会社NS成澤創機 上田 留美

(2) 主たる営業所の所在地 帯広市公園東町3丁目1番地13

(3) 建設業の許可の番号 (般-29) 十第2628号

3 処分の内容

(1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止

(2) 営業停止の期間 平成30年3月15日から同月21日までの7日間

4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第3号に該当した。

北海道告示第203号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月13日

北海道知事 高橋 はるみ

2 収納代理金融機関の項「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改める。

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁オホーツク教育局告示第20号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年3月13日

北海道教育庁オホーツク教育局長 松本 邦由

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成30年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成30年3月13日に一般競争入札の公告を行うオホーツク管内道立学校で使用する電力の需給契約

(2) 資格 オホーツク管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 供給開始日から送電をすることが可能であること。

- (3) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧(6,000ボルト以上)電力で、1件の契約電力が50キロワット以上の電力契約実績があること。
- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- 3 資格要件の特例
中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(3)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。
- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成30年3月13日(火)から同年4月13日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで(最終日のみ午後1時まで)の間に行わなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁オホーツク教育局のホームページ(<http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>)においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
- (3) 電 話 番 号 0152-41-0785

北海道教育庁オホーツク教育局告示第21号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成30年3月13日

北海道教育庁オホーツク教育局長 松本 邦由

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア オホーツク管内道立学校で使用する電力

(ア) 基本料金(契約電力1kW当たりの単価)

28校 合計1,765kW(平成30年7月から平成31年3月まで)

27校 合計1,736kW(平成31年4月から同年6月まで)

(イ) 電力量料金(使用電力量1kWh当たりの単価)

28校 合計3,713,733kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成30年7月1日から平成31年6月30日まで。ただし、北海道滝上高等学校については、平成30年7月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道教育庁オホーツク教育局告示第20号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階3号会議室(送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 平成30年4月24日(火)午前10時(送付による場合は、同月23日(月)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁オホーツク教育局のホームページ

(<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>)
においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額。）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
イ 所 在 地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
ウ 電 話 番 号 0152-41-0785

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Okhotsk Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract from July 2018 to march 2019 : 1,765 kW

b A basic charge per kW, The estimated electricity contract from April 2019 to June 2019 : 1,736 kW

c A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,713,733 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 24, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 23, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District

Bureau of Education, Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido
093-8619 Japan
Phone : 0152-41-0785

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成30年2月19日平田清悦包括外部監査人から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成30年3月13日

北海道監査委員 長 尾 信 秀
北海道監査委員 須 田 靖 子
北海道監査委員 東 陽 一
北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成30年3月13日

北海道収用委員会会長 澤 田 昌 廣

- 1 事件名
平成30年（収）第1号函館圏都市計画道路事業（3・4・302号大野市街通）収用事件
- 2 起業者の名称
北斗市
- 3 事業の種類
函館圏都市計画道路事業（3・4・302号大野市街通）
- 4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地

土地所有者

土地に関して権利を有する関係人

所在	地番	地目	登記記録上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	取用しようとする土地の面積(m ²)	氏名	住所	氏名	住所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種類
北斗市本町三丁目	160番2	宅地	231.40	231.38	24.94	持分10分の7 (亡)永田 誠一 上記法定相続人 法定持分12分の5 永田 一範 法定持分12分の5 高田 慶子 法定持分12分の2 平田 陽子 持分10分の3 永田 一範	北海道北斗市本町3丁目13番10号 北海道檜山郡厚沢部町緑町45番地4 北海道函館市八幡町21番1号 北海道北斗市本町3丁目13番10号ただし、登記記録上の住所 北海道亀田郡大野町本町160番地2	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日
平成30年3月2日

正 誤

○平成30年2月9日(第2957号)

北海道告示第98号(北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の
使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定)中に次のとおり誤りがあつた
ので訂正する。

ページ 欄 行
26 左 28
誤 10月30日
正 10月31日

○平成30年2月9日(第2957号)

北海道告示第99号(漁港区域内の放置禁止区域等の指定)中に次のとおり誤りがあつたの
で訂正する。

ページ 欄 行
26 右 5
誤 「外防波堤、
正 「北防波堤、

○平成30年2月13日(第2958号)

北海道告示第114号(漁港区域内の遊泳禁止区域等の指定)中に次のとおり誤りがあつた

ので訂正する。

ページ 欄 行
50 左 25
誤 「外防波堤、
正 「北防波堤、

○平成30年3月2日(第2963号)

北海道告示第163号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)中に次のとお
り誤りがあつたので訂正する。

ページ 欄 行
10 右 9
誤 函館市豊原
正 函館市豊原町